品	外用薬規格単位	薬価円
（ニ）		
コソプト配合点眼液	1mL	668.00
（ヘ）		
デュオトラバ配合点眼液	1mL	1,360.00
（ふ）		
㊒ フェントステープ1mg	1mg1枚	570.60
㊒ フェントステープ2mg	2mg1枚	1,063.60
㊒ フェントステープ4mg	4mg1枚	1,982.40
㊒ フェントステープ6mg	6mg1枚	2,853.60
㊒ フェントステープ8mg	8mg1枚	3,695.10

○厚生労働省告示第二百四十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第十第一号中「グルカゴン製剤」の下に「、グルカゴン様ペプチド―1受容体アゴニスト」を加える。

○厚生労働省告示第二百四十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第九中「グルカゴン製剤」を「グルカゴン製剤　グルカゴン様ペプチド―1受容体アゴニスト」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第二号に次のように加える。

ト　エクリズマブ（遺伝子組換え）（発作性夜間ヘモグロビン尿症における溶血の抑制のために投与するものに限る。）

チ　パニツムマブ（遺伝子組換え）（ＫＲＡＳ遺伝子野生型の治癒切除不能な進行又は再発の結腸がん又は直腸がんの患者に投与するものに限る。）

○農林水産省告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月十一日　農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡河北町西里字高正山三五二二の四

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡河北町西里字高正山三五二二の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び河北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月十一日　農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県西脇市黒田庄町門柳字門柳山八七一の一・八七一の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八七一の三から八七一の六まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月十一日　農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区多田字宮前四五三の二、加美区豊部字フショ谷山一八四〇の一・一八四〇の五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八四〇の二から一八四〇の四まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字フショ谷山一八四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）